

# 要求仕様書

要件区分	機種区分		数量	
	道税総合情報処理システム接続用			
性能、機能	形状	デスクトップ型	417台	
	O S	Windows 11Proに適合したパソコンメーカー純正のデバイスドライバを設定の上、納入すること。		
		製造時のOS		OEM版 Windows 11Pro(64bit)
		納品時のOS		ボリュームライセンス版 Windows 11 Pro 23H2 (General Availability Channel)(64bit) (入札参加資格申請時における最新バージョンとする。)
	CPU	Intel 第12世代 Corei5-1245U 相当以上 ※ 要求仕様書が求めるCPUの性能の担保については、パソコンハードメーカーの証明書を入札参加資格申請時に提出すること。 なお、パソコンハードメーカーから証明書の発行が受けられない場合等にあつては、保証書等の提出によりこれに代えることを認める場合があるので、事前に協議すること。		
	メモリ	DDR4 8GB×1以上(空き1)		
	SSD	・500GB以上 ・パーティション分割(Cドライブ5割及びDドライブ5割)		
	通信機能	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-TIに対応したLAN接続インターフェース内蔵 無線通信機能(無線LAN、Bluetooth)を内蔵していないこと。		
	光学ドライブ	内蔵不要		
	インターフェイス(USB)	USB2.0又は3.0×合計4ポート以上		
	ディスプレイ	17型 SXGA液晶(1280×1024ドット)以上 ノングレア		
	アプリケーション	Acrobat Reader(入札参加資格申請時における最新バージョンとする。)		
		Microsoft Edge		
	キーボード・その他	日本語 キーボード(JIS配列準拠) 108、109又は109Aキーボード		417個
インストール媒体	次のインストール媒体を、別に指定する枚数添付すること。			
OSリカバリーディスク	パソコンメーカー純正のWindows 11Proのリカバリーディスク	2枚		
付属品(ハードウェア)	・スクロール機能付きUSBマウス(光学式又はレーザー式) ・1つのコンセントから、パソコン本体とディスプレイへ給電可能な電源コンセントとすること。	417個		
環境配慮・省エネ	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)適合 ・国際エネルギースタープログラム基準適合 ※ 契約締結時における最新基準をクリアしていること。 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)について 2022年度達成目標を達成していること。なお、達成状況について、カタログに記載のない場合は、入札参加資格申請時に、達成目標を達成していることの証明書を、メーカーが作成し販売事業者との連名により提出すること。			
性能、機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、日時については、事前に発注者と協議すること。		
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。		
	メーカーによる保証及び保守	○メーカーによるパーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。 ○メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。 ○無償保証期間満了後において、オンサイト保守が可能な体制が整備されていること。 ○アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。 ○保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納品後6年以上あること。		
		○「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。 ただし、製品販売カタログに明記されていないものであつても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。 ○上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。 なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。		
		○納品時点で当該パーソナルコンピュータにインストールされているソフトウェアは、購入契約にあつては、無期限、賃貸借契約にあつては、契約の全期間について、北海道が使用を許諾されるものであること。 ○「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「北海道」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。 ○発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。		
	ソフトウェアに係る使用許諾(ライセンス)関係	○正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあつては、納品時までには作業を完了すること。この場合にあって、当該ソフトウェアがマイクロソフト社製品である場合にあっては、MAK認証方式によること。 ○ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に北海道が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。		
	設定方法等	○納品時までには、次の設定作業を行うこと。 (1) パーソナルコンピュータごとに、発注時に発注者が交付した「ハードウェア管理番号シール」を指定する箇所に貼付すること。 (2) パーソナルコンピュータごとに、装置番号等発注者が指示する事項をラベルライターによりテープに印字の上、指定する箇所に貼付すること。 (3) ハードウェア構成が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。 (4) 機器使用に際して、メーカーCMのポップアップ等、機器の使用に不必要な動作をしないよう確認すること。		
その他	○納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責にやらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。 ○北海道が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみに使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。 ○OSリカバリーディスク及び使用手順書などの納品については、ファイルに入れるなど整理し納品すること。 ○道税総合情報処理システム電算処理業務等委託事業者への転貸を承諾できること。			